同好会・準同好会について

令和8年1月4日

1　同好会・準同好会の団体基準について

（同好会）	60歳以上の会員からなる１０人以上の団体
（準同好会）	60歳以上の会員からなる５人以上１０人未満の団体　※登録期間は最長１年
※同好会（準同好会）は自主的に活動する団体です。運営内容等に関してセンターは関与いたしませんが、運営継続等お手伝いできることがあればご相談ください。	

2　部屋の貸し出し内容について

（同好会）	１ヶ月間で隔週の２回まで
（準同好会）	１ヶ月間で隔週の１回まで
※行事等で使用できない日もあります。 ※使用を希望する日の６日前に部屋が空いている場合は、３回以上（準同好会は２回以上）使用することができます。	

3　貸し出し部屋

「教養娯楽室」「集会室１」「集会室２」

4　部屋の使用時間枠

（午前）9:30～11:30　／（午後１）12:00～14:00　／（午後２）14:30～16:30

※部屋に入室できるのは、活動開始時刻１５分前からとなります。また、活動終了時刻になりましたら速やかにご退出下さい（トラブルが発生しますので厳守して下さい）。

5　同好会・準同好会の登録について

登録方法	「同好会・準同好会登録申請書」及び「会員名簿」の提出
登録期間	１年間（４月から３月）
申請内容に虚偽が認められた場合・施設利用の遵守事項に違反した場合は、登録を取り消す場合がありますので予めご了承ください。会の代表者の他、必要な役員を決めて運営して下さい。	

6　同好会・準同好会の運営について

(1) １０人以上（準同好会は５人以上）の会員の出席を確保するためにも、中途入会者への対応にはご配慮願います。

(2) 各団体は会員に対し連絡網を作成し、欠席連絡等が会員間で行えるようにして下さい。
※いきいきセンターは緊急対応以外、欠席・遅刻等の仲介は致しません。

7　同好会・準同好会の会員について

(1) 会員は複数の団体に所属できます。但し、同ジャンルの同好会との重複者は５割未満とします。

(2) 会員の入退会・変更があった場合は、その都度新しい会員名簿を提出して下さい。

8　講師について

(1) 1講師が1施設で指導できる同好会数は3団体までです。

9　施設の利用について

(1) 入館時には年齢と住所を確認できるものを毎回、受付にご提示下さい。

(2) 使用当日は、来館されたときに 「同好会出席簿」 を必ず事務室で受け取り、退館されるときに当日の出席者人数をご記入の上、返却して下さい。

(3) 承認された団体は、年間一括で使用申請書を提出し、以後の申請書の提出を省略することができます（1か月前の毎回申請の省略）。※但し、承認された活動日以外に使用する場合は、別途使用申請書を提出して下さい。

10　個人情報の取り扱いについて

(1) 同好会登録申請により、ご提出いただきました個人情報は緊急対応（消防・警察・保健所への情報提供）に使用する場合があります。

11　その他

(1) 同好会への部屋貸しは、登録年度のみ有効です。翌年度はセンター事業（新規福祉講座等）により、同じ時間枠での部屋貸しが出来ない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 毎年、福祉講座・同好会の活動内容を発表・展示する機会としてセンターフェスティバルを開催しています。皆様ご参加下さいますよう、ご協力をお願いします。

(3) コピーは１面１０円です。各団体でまとめてお持ち下さい。（カラーはご相談下さい。）

(4) 使用後は整理整頓をして、移動した備品などは必ず元に戻してください。

(5) 定例使用日に使用しない場合は、必ず前日までにご連絡ください。

(6) ゴミは各自でお持ち帰りください。

(7) 荷物については各自で管理してください。

(8) お部屋では水分補給以外の飲食はできません。

(9) 現在貸し出しを行っている備品に破損等が発生した場合、センター側で更新等の予定はありませんので、ご理解の上、取り扱いには十分ご注意ください。

(10) 駐車場はありませんので車での来館はご遠慮ください。

千葉市真砂いきいきセンター